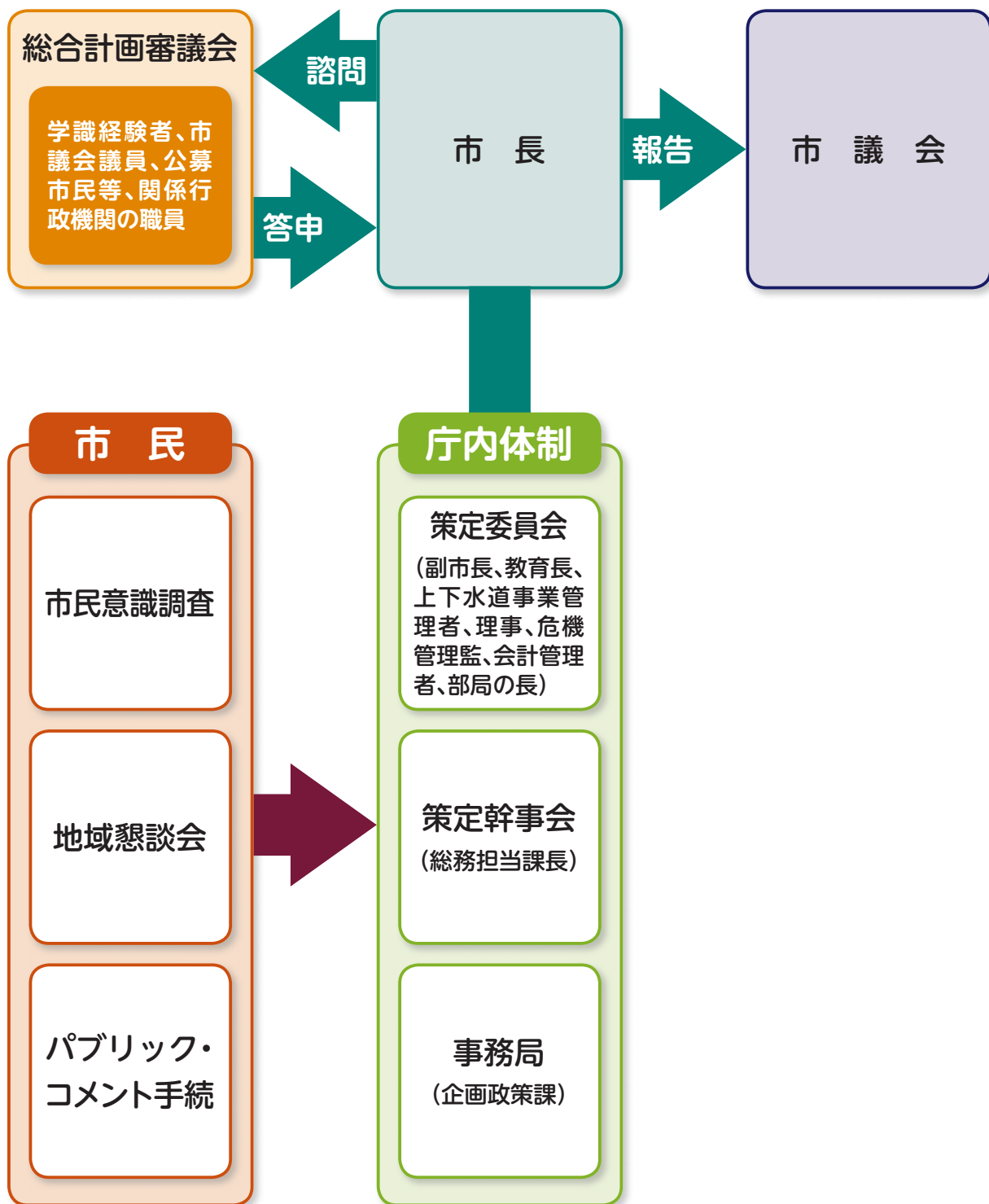


資料

1	後期基本計画策定体制図	96
2	寝屋川市総合計画に関する規程	97
3	後期基本計画策定経過	99
4	市民参画の概要	100
5	総合計画審議会	101
	開催経過	101
	諮問書及び中間答申書	102
	最終答申書	103
	委員名簿	105
	寝屋川市総合計画審議会規則	106
6	地域懇談会	107
	開催経過	107
7	寝屋川市みんなのまち基本条例	108
8	主な個別計画一覧	111
9	用語解説	112

1 後期基本計画策定体制図



2 寝屋川市総合計画に関する規程

昭和63年6月24日
訓令第7号

(趣旨)

第1条 この訓令は、寝屋川市総合計画の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 寝屋川市の将来の健全な発展を図るために策定する市政の総合的かつ長期的な計画であつて、基本構想、基本計画及び実行シートからなるものをいう。
- (2) 基本構想 寝屋川市の将来の目標及び基本的施策の大綱を明らかにするものをいう。
- (3) 基本計画 基本構想に基づいて実施していく各部門にわたる施策を総合的かつ体系的に明らかにするものをいう。
- (4) 実行シート 基本計画に基づいて実施していく具体的な事務事業を明らかにするものをいう。
- (5) 部局 寝屋川市事務分掌条例(平成12年寝屋川市条例第1号)第1条に規定する内部組織、寝屋川市議会事務局設置条例(昭和58年寝屋川市条例第17号)に規定する寝屋川市議会事務局、寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則(昭和50年寝屋川市教委規則第7号)第2条第1項に規定する部及び寝屋川市水道事業及び下水道事業等の設置等に関する条例(昭和41年寝屋川市条例第39号)第5条第2項に規定する上下水道局をいう。

(策定委員会の設置)

第3条 総合計画(実行シートを除く。次条、第8条第1項及び第11条において同じ。)の試案を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事務を処理する。

- (1) 総合計画の試案策定についての企画、指導及び調整に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、総合計画の試案策定に関し必要な事務

(委員)

第5条 委員会の委員は、次の各号に掲げる職にある者をもつて充てる。

- (1) 副市長
- (2) 教育長
- (3) 上下水道事業管理者
- (4) 理事
- (5) 危機管理監
- (6) 会計管理者
- (7) 部局の長
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が指名する職員

2 委員の任期は、前項各号に掲げる職にある期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に、委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、総合計画に関する事務を分担する副市長とし、副委員長は、当該副市長に事故があるときに当該副市長が分担する事務を処理することとなつている副市長とする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が必要があると認めるときに招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(策定幹事会)

第8条 委員会に、総合計画の素案の策定を行わせるため、総合計画策定幹事会(以下「幹事会」という。)を置く。

2 幹事会の構成員は、総合計画の総合調整及び進行管理に関する事務を担当する室又は課における室長又は課長(以下「総合計画担当課長」という。)及び部局の庶務を担当する課等の所属長又は当該所属長が指名する課長がなるものとする。

- 3 構成員に事故があるとき、又は構成員が欠けたときは、あらかじめ当該構成員が指名する職員(当該課等に所属する職員に限る。)が代わつて構成員となる。
- 4 幹事会に座長を置き、総合計画担当課長がなるものとする。
- 5 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する職員が代わつて座長となるものとする。
- 6 幹事会の会議は、座長が招集し、座長がその議長となる。
- 7 座長は、幹事会において策定した総合計画の素案を委員長に報告しなければならない。
(ワーキンググループ)
- 第9条 委員会が特に必要があると認めるときは、別にワーキンググループを置くことができる。
- 2 ワーキンググループは、前条第2項の幹事会の構成員がその所属する部局に属する職員のうちから指名する研究員をもつて組織する。
- 3 ワーキンググループに座長を置き、研究員の互選により定める。
- 4 座長は、必要に応じてワーキンググループを招集することができる。
(委員以外の者の出席等)
- 第10条 委員会、幹事会及びワーキンググループは、その職務執行上必要があるときは、関係職員に対し、資料を提出させ、又は出席を求めて、説明又は報告をさせることができる。
(総合計画の決定)
- 第11条 基本構想及び基本計画については、寝屋川市総合計画審議会に諮問して、決定するものとする。
(基本計画の変更)
- 第12条 基本計画は、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別の理由があるときは、その内容を変更することができる。この場合においては、前条の規定を準用する。
(実行シートの策定)
- 第13条 実行シートは、1年の期間を単位として策定するものとする。
(実行シート関係事務事業に係る報告)
- 第14条 部局の長は、実行シートに関する事務事業の進捗状況を定期的に総合計画の総合調整及び進行管理に関する事務を担当する部長を経て、市長に報告しなければならない。

(参考資料の送付)

- 第15条 総合計画の総合調整及び進行管理に関する事務を担当する室又は課(以下「総合計画担当課」という。)は、総合計画に関する事務の参考となる資料等を作成又は入手したときは、速やかに関係部局に送付するものとする。
- 2 各部局は、総合計画に関する事務の参考になると考えられる資料等を作成又は入手したときは、速やかに総合計画担当課に送付するものとする。

(庶務)

- 第16条 委員会、幹事会及びワーキンググループの庶務は、総合計画担当課において処理する。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、昭和63年6月24日から施行する。
(寝屋川市総合計画に関する規程の廃止)
- 2 寝屋川市総合計画に関する規程(昭和44年寝屋川市訓令第1号)は、廃止する。
附 則(平成3年訓令第7号)
この訓令は、平成3年6月5日から施行する。
附 則(平成10年訓令第5号)
この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成11年訓令第9号)
この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成19年訓令第3号)抄
(施行期日)
- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成19年訓令第5号)抄
(施行期日)
- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成19年訓令第12号)
この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成20年訓令第11号)
この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成21年訓令第3号)
この訓令は、令達の日から施行する。
附 則(平成25年訓令第3号)
この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
附 則(平成25年訓令第8号)
この訓令は、令達の日から施行する。

3 後期基本計画策定経過

		庁内組織		市民参画		
平成25年度	10月	・後期基本計画策定方針の決定				
	11月	第1回	第1回			
	12月	策定委員会	策定幹事会			
	1月					
	2月					
	3月					
4月						
平成26年度	5月					
	6月					
	7月			・後期基本計画策定に関する市民意識調査の実施		
	8月					
	9月					
	10月					
	11月					
	12月					
	1月			地域懇談会		
	2月					
	3月					
	平成27年度	4月	・市長選挙			
5月				第8回		
6月		・所信表明公表	第9回			
7月		・前期基本計画総括報告書の公表				第1回 (諮問)
8月						総合計画 審議会
9月						
10月						中間答申
11月				・平成27年度市民意識調査の実施		
12月				・パブリック・コメント手続の実施		第9回 最終答申
1月						
2月	・後期基本計画の決定					
	3月					

4 市民参画の概要

市民意識調査

【第五次寝屋川市総合計画後期基本計画策定に関する市民意識調査】

市の現状や将来のまちづくりに対する意識やニーズを把握することを目的に、市民意識調査を実施し、計画策定の参考資料としました。

- 調査時期：平成26年7月 7日(月)から平成26年7月22日(火)まで
- 調査対象：満18歳以上の市民3,500人(平成26年4月1日現在)

○回収結果

- ・有効配布数 3,478件
- ・有効回収数 1,882件
- ・回収率 54.1%

【平成27年度市民意識調査】

後期基本計画で設定している「市民意識の指標」の現状値(H27)を把握することを目的に、市民意識調査を実施しました。

- 調査時期：平成27年11月 2日(月)から平成27年11月16日(月)まで
- 調査対象：満18歳以上の市民3,500人(平成27年9月1日現在)

○回収結果

- ・有効配布数 3,471件
- ・有効回収数 2,290件
- ・回収率 66.0%

地域懇談会

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画の策定に当たり、地域課題等を把握するため、小学校区を対象に懇談会(地域懇談会)を開催し、地域の課題、市政に対する意見等をいただきました。

- 開催時期：平成27年1月から4月
- 対象：市内全小学校区
- 参加者数：280人(市職員は除く。)

総合計画審議会

「第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)」を多方面にわたって検討するため、学識経験者、市議会議員、公募市民等、関係行政機関の職員で構成する総合計画審議会において審議いただきました。

- 開催時期：平成27年7月から平成28年2月まで
- 開催回数：9回
- 最終答申日：平成28年2月23日(火)

パブリック・コメント手続

公正の確保と透明性の向上を図るため、「第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(素案)」に対する意見募集を行いました。

市民からいただいた意見を計画に反映するとともに、意見のあらましと市の考え方を公表しました。

- 意見募集期間：平成27年12月1日(火)から平成28年 1月6日(水)まで
- 意見提出数：24人 100件

5 総合計画審議会

開催経過

	開催年月日	案 件
第1回	平成27年 7月28日(火)	1 委員の委嘱 2 第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の諮問 3 審議会の運営 4 第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の概要説明
第2回	8月 6日(木)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の審議 (施策1「災害に強いまちをつくる」、施策2「治水対策を促進する」、施策3「危機管理体制を充実する」、施策4「犯罪のないまちづくりを推進する」、施策5「平和を希求し人権が尊重されるまちをつくる」、施策6「男女がともにいきいきと暮らせるまちをつくる」)
第3回	8月25日(火)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の審議 (施策7「健康づくりを推進する」、施策8「地域でともに支えあうしくみを充実する」、施策9「高齢者の社会参加と自立支援を推進する」、施策10「障害のある人が自立した生活を営む環境を整備する」、施策11「子育てしやすい環境を整備する」、施策12「安心できる環境衛生を確保する」、施策13「就学前教育を充実する」、施策14「学ぶ力を育成する」)
第4回	9月 7日(月)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の審議 (施策15「教育環境の整備・充実を図る」、施策16「青少年の健全育成を推進する」、施策17「生涯学習を充実する」、施策18「文化の振興を図る」、施策19「スポーツ活動を推進する」、施策20「国内外の交流を推進する」、施策21「計画的なまちづくりを推進する」、施策22「良好な住宅・住環境を創出する」、施策23「四駅周辺のまちづくりを推進する」、施策24「安全で安定した上下水道サービスを提供する」)
第5回	9月24日(木)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の審議 (施策25「利便性の高い快適なまちをつくる」、施策26「水とみどり豊かなまちをつくる」、施策27「環境に配慮したまちづくりを推進する」、施策28「ごみの減量・資源化を推進する」、施策29「廃棄物を適正に処理する」、施策30「地域産業の活性化を推進する」、施策31「商業の振興を図る」、施策32「工業の振興を図る」)
第6回	10月 5日(月)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の審議 (施策33「農業の振興を図る」、施策34「消費者保護を推進する」、施策35「市域の労働力の活用を推進する」、施策36「コミュニティの活性化と協働を推進する」、施策37「情報発信を充実する」、施策38「市民ニーズを把握する」、施策39「健全な財政運営を行う」、施策40「効率的な行政運営を行う」、施策41「市民サービスを充実する」)
第7回	10月22日(木)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の中間答申(案)の審議 (施策1から施策20まで)
第8回	11月 9日(月)	第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)の中間答申(案)の審議 (施策21から施策41まで)
	11月20日(金)	市長への中間答申
第9回	平成28年 2月 5日(金)	・パブリック・コメント手続の結果について ・第五次寝屋川市総合計画後期基本計画の最終答申(案)の審議 (施策1から施策41まで) ・最終答申(案)に係る附帯意見について
	2月23日(火)	市長への最終答申

諮問書及び中間答申書

諮問書

経企第772号
平成27年7月28日

寝屋川市総合計画審議会
会長 野々下 重夫 様

寝屋川市長 北川 法夫

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画について (諮問)

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)
について、貴審議会の意見を求めます。

中間答申書

平成27年11月20日

寝屋川市長 北川 法夫 様

寝屋川市総合計画審議会
会長 野々下 重夫

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画について (中間答申)

平成27年7月28日付け経企第772号で諮問の
ありました第五次寝屋川市総合計画後期基本計
画(試案)について、本審議会では計画内容、表現な
どを慎重に審議しました結果、試案の一部を修
正等して、別添のとおり中間答申いたします。

最終答申書

平成28年2月23日

寝屋川市長 北川法夫様

寝屋川市総合計画審議会
会長 野々下重夫

第五次寝屋川市総合計画後期基本計画について (最終答申)

平成27年7月28日付け経企第772号で諮問のありました第五次寝屋川市総合計画後期基本計画(試案)について、本審議会において慎重に審議しました結果、別冊答申書のとおり結論を得ましたので、下記の意見を付して最終答申いたします。

今後、これらの意見を十分に尊重いただき、「笑顔が広がるまち 寝屋川」の実現に向けて、積極的に取り組まれることを期待します。

記

1 総括的事項

(1) 計画の着実な推進について

後期基本計画の策定自体が目的ではなく、市民の主体的な参画により、実効性のある計画にしていくことが極めて重要である。本市の当面する課題である人口減少と少子高齢化の進行に伴う社会保障関連経費の増加を見据え、市民の役割と行政の責任を踏まえ、施策・事業に取り組まれない。

(2) 人口減少への対応について

市外への転出抑制、市外からの転入促進を図ることを目的とした方策を検討するとともに、持続可能性のあるまちづくりを考える中で課題を抽出し、市全体のまちづくりの方向性を検討されたい。

2 大綱別事項

(1) 安全で安心できるまちづくり

- 近い将来に発生が予測されている南海トラフ地震、頻発する集中豪雨などの自然災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限にとどめるため、防災機能の強化、市民との協働による防災対策に取り組まれない。
- 子どもを犯罪から守るため、また、安全な地域づくりを行っていくため、市民一人一人の防犯意識の高揚に資する取組を推進されたい。

(2) 健康でいきいき暮らせるまちづくり

- 子どもから高齢者まで、全ての世代の方々が住み慣れた場所で、生き生きと笑顔で暮らせるよう、ライフステージに応じた健康・医療・福祉のまちづくりの充実を図られたい。
- 次代を担う子どもたちが寝屋川市で健やかに生まれ、育ち、安心して子どもを産み、育てることができるよう、民間事業者との連携も視野に入れた子育て環境の充実、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を図られたい。

(3) 夢を育む学びのまちづくり

- 学校園は、心身共に成長過程にある園児、児童・生徒などが学習や集団生活を学ぶ場であることから、常に安全と安心が確保される環境であるとともに、災害時における地域の避難所としても重要な役割を担っており、地震やあらゆる災害に対する備えが必要である。
子どもたちの安全を確保するため、学校園施設等の長寿命化、通学路の安全対策などの教育環境の整備を推進されたい。
- 次代を担う子どもの健全な育成を推進するため、学校園・家庭・地域の連携により、社会全体で子どもを見守り、育てていく体制の整備に努められたい。

- 少子化による継続的な子どもの減少を見据え、学校規模の適正化について、保護者、地域の意見を聴取する中で、明確な基準を設けて推進されたい。

(4) 快適でうるおいのあるまちづくり

- 人口減少・高齢化が進行する中、地域の活力を維持するとともに、医療、福祉、商業等の生活機能を確認し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通等と連携して、コンパクトなまちづくりを進められたい。

(5) 環境を守り育てるまちづくり

- 循環型社会の構築に向けたごみ減量、再資源化などに引き続き取り組むとともに、環境保全のため、従来の省エネルギー対策に加え、再生可能エネルギーの利用を積極的に推進されたい。
- 市民生活に身近な、ごみ問題については、ごみの発生抑制、減量、再使用、再利用の4原則に基づき、適正に処理を行うとともに、市民との協働による美しいまちづくりの推進に取り組まれたい。

(6) 活力あふれるにぎわいのまちづくり

- 地域住民が主体となって地域の人材、ノウハウなどを活用しながら、地域の様々な課題の解決に取り組めるよう、地域の活性化や雇用の創出に努められたい。
- 今後、医療・介護・子育ての分野の労働力不足が予測されるため、有資格者の発掘に取り組まれたい。
- 農産物を安定して提供できるよう、農地の保全や、新規就農者への支援を行うとともに、新ブランドの創出及び六次産業化に向けた商・工・農の連携協力などへの積極的な支援に努められたい。
- 市民に豊かな消費生活を提供し、暮らしの向上を支援するため、市内商店街などにおける商業の活性化を推進するとともに、市内中小企業における経営支援、ものづくり技術・技能向上に向けた取組など、工業の振興・活性化を図られたい。

(7) 市民が主役のまちづくり

- 市民に関わる様々な情報をより迅速かつ正確に届けられるよう取り組むとともに、市民ニーズに即した行政運営を進めるため、市民の声を的確に把握し、市政に反映させる仕組みの検討を進められたい。
- 地域の組織力の向上、活動の重複を整理するための組織の簡素化など、地域協働の第2ステージとして、成熟度を増した地域協働における組織の在り方について検討するとともに、市民が主役のまちづくりを担うにふさわしい人材育成等に取り組まれたい。

(8) 将来を見据えた自治経営

- オープンデータの活用などにより、寝屋川市が保有する様々な情報を利用しやすい形で提供するなど、効率的・効果的で透明性・公平性が確保された適正な情報公開に努められたい。
- 寝屋川市の将来を見据えた長期的なビジョンを持った行財政運営に取り組まれたい。

3 今後の総合計画の在り方について

平成23年の改正地方自治法の施行により、総合計画の策定義務が廃止されたことから、任意の策定については、今後、社会情勢の変化、市長任期との整合性など、幅広い観点から検討されたい。

委員名簿

◎:会長 ○:副会長

委員氏名	備考
1号委員 (学識経験者)	○今川 晃 同志社大学政策学部教授
	平田 陽子 摂南大学理工学部教授
	田中 優 大阪国際大学グローバルビジネス学部准教授
2号委員 (市議会議員)	住田 利博 寝屋川市議会議員
	◎野々下 重夫 寝屋川市議会議員
	北川 光昭 寝屋川市議会議員
	太田 徹 寝屋川市議会議員
	板東 敬治 寝屋川市議会議員
3号委員 (一般市民等)	木村 容千 北大阪商工会議所
	中川 芳行 寝屋川市社会福祉協議会
	中村 一二三 寝屋川市市政協力委員自治推進協議会
	池嶋 聖司 寝屋川市立校園PTA協議会
	乾 栄嗣 西北コミセンエリア
	河野 徹也 南コミセンエリア
	植田 良二 東北コミセンエリア
	郡 美博 西コミセンエリア
	山下 實 東コミセンエリア
	平田 一裕 西南コミセンエリア
	甲野 節男 公募市民
	清水 百合子 公募市民
	長岡 えり子 公募市民
4号委員 (関係行政機関の職員)	幸 徹 枚方寝屋川消防組合寝屋川消防署長

寝屋川市総合計画審議会規則

平成2年4月2日
規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、寝屋川市執行機関の附属機関に関する条例(昭和39年寝屋川市条例第27号)第3条の規定に基づき、寝屋川市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織、運営その他審議会について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、委員25人以内で構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の内から市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市議会議員
- (3) 一般市民等
- (4) 関係行政機関の職員

(任期)

第3条 委員の任期は、当該諮問に係る答申を終了する時までとする。

2 市長は、特別の事情があると認める場合は、前項の規定にかかわらず、委員を解嘱することができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1名を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長になる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合計画に関する事務を所掌する室又は課において行う。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(寝屋川市総合計画審議会規則の廃止)
- 2 寝屋川市総合計画審議会規則(昭和44年寝屋川市規則第19号)は、廃止する。

附則(平成19年規則第30号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、寝屋川市事務分掌条例の一部を改正する条例(平成19年寝屋川市条例第14号)の施行の日から施行する。

附則(平成21年規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附則(平成27年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

6 地域懇談会

開催経過

開催地区	開催日時	開催場所	参加者数
堀溝	1月13日(火) 19時～	いきいき教室	8人
田井	1月14日(水) 19時～	田井小学校地域協働拠点教室	35人
成美	1月30日(金) 19時～	成美小学校地域協働教室	20人
梅が丘	2月 1日(日) 14時～	府営打上住宅集会所	7人
明和	2月 5日(木) 9時30分～	いきいき文化センター	4人
南	2月 5日(木) 13時30分～	萱島東3丁目集会所	11人
東	2月 7日(土) 13時30分～	東コミュニティセンター	10人
中央	2月 8日(日) 13時～	平池会館	14人
桜	2月 9日(月) 19時～	池の里市民交流センター	7人
点野	2月13日(金) 19時～	点野小学校地域拠点教室	10人
池田	2月16日(月) 19時～	池田東公民館	12人
三井	2月17日(火) 18時30分～	府営寝屋川秦住宅集会所 1階	11人
西	2月17日(火) 19時～	池の里市民交流センター	8人
石津	2月18日(水) 19時～	石津元町公民館	18人
北	2月19日(木) 19時30分～	西北コミュニティセンター	13人
国松緑丘	2月19日(木) 19時～	国松会館	9人
和光	2月23日(月) 17時～	和光小地域協働拠点教室	7人
楠根	2月25日(水) 19時30分～	楠根小地域協働拠点教室	13人
宇谷	2月27日(金) 18時～	ビバモール寝屋南都市開発(株)事務所	8人
啓明	3月 2日(月) 19時30分～	高柳5丁目北集会所	13人
神田	3月 8日(日) 10時30分～	西南コミュニティセンター	15人
木屋	3月25日(水) 19時30分～	西北コミュニティセンター	16人
木田	4月17日(金) 19時30分～	木田小学校地域協働拠点教室	11人

※ 第五校区については、日程が合わなかったため、未実施。
ただし、別途代表者から意見聴取は実施済み。

7 寝屋川市みんなのまち基本条例

平成19年12月25日
条例第24号

寝屋川市は、淀川と市内の中心部を流れる寝屋川の恩恵を受け、豊かな水と緑の自然環境に包まれ、発展してきたまちです。石宝殿古墳等の文化財、茨田堤や鉢かづき姫の伝承等、文化と歴史が息づいています。

人と人とのふれあいを育む温かい人情が受け継がれ、また、互いに支え合うつながりや活動は根強く、様々な市民活動が広がりを見せています。

急激な都市化を乗り越え、人口減少が始まるなど、社会環境は大きく変化し、様々な課題に直面しています。また、地方分権の流れの中で、地域が協働して自ら課題を解決する必要があります。

市民がまちづくりの主役であることを自覚し、信頼関係をより深めることで地域の力を結集して、みんなが誇れる住みよいまちを「協創」しなければなりません。豊かな文化風土を大切に守り育てつつ、このまちを愛し、誇りとして次の世代へ引き継いでいかなければなりません。

私たちは、人類共通の願いである恒久平和と持続的な発展が可能な社会が広く世界に築かれることを望み、

人権を尊重し、人のつながりや地域のつながりの強いまち、

環境に配慮し、安全で安心して誰もが暮らしやすいまち、

人を豊かに育て、にぎわいと活力のあるまちの実現に努めます。

私たちは、市民福祉の向上を目指し、互いの個性と能力を発揮するとともに、十分な対話のもと市民参画・協働を進め、“みんなのまち”寝屋川をつくり上げることを決意し、ここに市民、議会及び行政が共有する寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則としてこの条例を制定します。

目次

- 第1章 総則(第1条—第3条)
- 第2章 協働(第4条—第11条)
- 第3章 市民(第12条)
- 第4章 議会(第13条—第15条)
- 第5章 行政(第16条—第24条)
- 第6章 条例の実効性の確保等(第25条—第27条)

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則を定めることにより、市民、議会及び行政が、ともに考え、行動し、信頼関係を深めながら、みんなが誇れる住みよいまちを実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 寝屋川市に住み、働き、学び、又は活動する個人、団体及び事業者をいう。
- (2) 議会 直接選挙により選ばれた市議会議員により構成される議決機関をいう。
- (3) 行政 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び上下水道事業管理者並びにそれらの補助機関をいう。
- (4) まちづくり 公共の福祉を増進するあらゆる取組みをいう。
- (5) 市民活動 市民が主体的に行う様々なつながり及びその活動をいう。
- (6) 参画 市民が政策等の立案、実施及び評価に主体的に関わることをいう。
- (7) 協働 市民、行政その他まちづくりに関わるさまざまな立場の人が相互に尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、ともに活動することをいう。

(基本理念)

第3条 市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会及び行政は、それぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組むものとする。

第2章 協働

(市民相互の協働)

第4条 市民は、市民相互の協働を推進するため、交流の場等を持ち、相互に尊重し合いながら、まちづくりに努めるものとする。

2 市民は、市民相互の協働により、身近な地域社会の実情に応じ、自主的で自立的なまちづくりに努めるものとする。

(市民と行政の協働)

第5条 市民と行政は、それぞれの立場及び役割を認め合い、相互に連携し、信頼及び協働関係を築くものとする。

2 行政は、協働を推進するため、市民との交流の場の設定に努めるものとする。

(安全・安心の向上)

第6条 市民は、自然災害等に備え、自己の安全の確保及び市民相互の協働による安全の確保に努めるものとする。

2 行政は、自然災害等から市民の生命、身体及び財産を守るため、防災力等の強化を図り、市民生活の安全・安心の向上に取り組むものとする。

(透明性の確保等)

第7条 行政は、市民と情報を共有して透明性を確保するものとする。

2 行政は、市民の市政に関する意見、要望、提案等に対して、誠実に応答するものとする。

3 行政は、政策等の立案、実施及び評価について、経過、内容、効果等をわかりやすく説明するものとする。

(情報公開)

第8条 行政は、市民の市政に関する知る権利を保障するため、情報の公開を推進するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 行政は、個人の権利利益の保護及び基本的人権の擁護のため、個人情報を適正に取り扱うものとする。

(市民活動の尊重等)

第10条 行政は、市民活動の自主性・自律性を尊重し、必要に応じて適切に支援するよう努めるものとする。

(市民参画の推進)

第11条 行政は、市政運営に、市民が公平に参画できる機会を確保するものとする。

2 行政は、市民参画での意見、提案等について検討し、市政に反映するよう努めるものとする。

第3章 市民

(市民の役割及び責務)

第12条 市民は、自己の発言及び行動に責任を持ち、まちづくりに参画する権利を有する。

2 市民は、市民活動の役割を認識し、それを守り、かつ、育てるよう努めるものとする。

第4章 議会

(議会の役割)

第13条 議会は、様々な意見、寝屋川市の状況等を踏まえ、施策の決定、市政の監視及びけん制を行うものとする。

2 議会は、条例の制定及び改廃、予算の決定並びに決算の認定を議決する等の権限を有する。

(議会の責務)

第14条 議会は、市民の意思が市政に反映されるよう調査し、監視する機能を果たすよう努めるものとする。

2 議会は、市民にわかりやすく開かれた議会運営に努めるものとする。

(市議会議員の役割及び責務)

第15条 市議会議員は、市民の代表として、常に自己研鑽に努め、市政への提案、提言等、公正かつ誠実に職務の遂行に努めるものとする。

第5章 行政

(市長の役割及び責務)

第16条 市長は、社会経済情勢及び市民ニーズの変化に対応し、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

2 市長は、職員を適切に指揮監督するとともに、組織の改革に取り組むものとする。

(行政の役割及び責務)

第17条 行政は、前例にとらわれることなく、組織及び財政の運営、人材の活用等の改革に努め、効果的に施策を遂行するものとする。

2 行政は、効率的で機能的な組織とし、市民サービスを総合的に提供するものとする。

3 行政は、職員の資質の向上及び人材の育成に取り組むものとする。

(職員の役割及び責務)

第18条 職員は、全体の奉仕者としての自覚を持ち、市民の信頼をより一層得るよう努めるものとする。

2 職員は、公正かつ誠実に、また創造性を発揮して効率的に職務を遂行するものとする。

3 職員は、知識の習得、技能の向上等自己研鑽に取り組むものとする。

(行政運営)

第19条 行政は、寝屋川市の将来の発展を図るため、総合計画に基づき、計画的に市政運営に当たるものとする。

(財政運営)

第20条 行政は、健全で持続可能な財政運営に取り組むものとする。

2 行政は、予算編成、執行、決算その他の財政運営に関する情報をわかりやすく公表するものとする。

(行政評価)

第21条 行政は、市民サービスの向上を図るため、施策等の必要性、効率性、成果等について検証し、その評価結果を公表するものとする。

(行政手続)

第22条 行政は、行政手続を適正に行い、市政運営における公正の確保及び透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に努めるものとする。

(法令遵守)

第23条 行政は、厳に法令を遵守し、公正な職務の遂行に当たるものとする。

(国、他の自治体等との連携)

第24条 行政は、国、他の自治体等と対等・協力関係のもとで連携を図り、共通する課題の解決に努めるものとする。

第6章 条例の実効性の確保等

(この条例の位置付け)

第25条 市民、議会及び行政は、この条例が寝屋川市における自治の基本的な理念及び原則であることを認識し、この条例に定める事項を遵守するものとする。

2 議会及び行政は、市政運営並びに他の条例、規則等の制定、改廃及び運用に当たっては、この条例の趣旨を尊重するものとする。

(住民投票制度)

第26条 市政に係る重要事項について、直接、住民の意思を確認する必要があるときは、住民投票制度を設けることができる。

(条例の検証)

第27条 市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正等の措置を講じるものとする。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第3号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

8 主な個別計画一覧

第五次寝屋川市総合計画を最上位計画とし、それを補完・具体化していくものとして個別計画（ビジョン、方針、指針を含む。）があります。

第五次寝屋川市総合計画の推進とあわせて、これらの個別計画を推進することにより、施策の着実な展開を図ります。

まちづくりの大綱名	個別計画名
安全で安心できるまちづくり	第二期住宅・建築物耐震改修促進計画 ※平成28年度策定予定
	寝屋川北部流域関連公共下水道事業計画
	国民保護計画
	地域防災計画
	危機管理対応指針
健康でいきいき暮らせるまちづくり	第4期ねやがわ男女共同参画プラン
	第2期特定健康診査等実施計画
	第2次食育推進計画
	第三次地域福祉計画 [みんながつながる地域福祉プラン]
	高齢者保健福祉計画
	障害者長期計画(第2次計画)
	障害福祉計画(第4期計画)
	子ども・子育て支援事業計画
	第二次母子家庭等自立促進計画
新型インフルエンザ等対策行動計画	
夢を育む学びのまちづくり	教育大綱
	教育大綱実施計画
	小中一貫教育アクションプラン
	小学校給食調理業務委託計画
	社会教育推進計画
	家庭教育推進指針
	第2次子ども読書活動推進計画 ※平成28年度策定予定
快適でうるおいのあるまちづくり	都市計画マスタープラン
	住宅マスタープラン
	立地適正化計画 ※平成29年度策定予定
	景観基本計画

まちづくりの大綱名	個別計画名
快適でうるおいのあるまちづくり	景観計画
	市営住宅長寿命化計画
	水道ビジョン
	水道ビジョン第3期実施計画
	第9期施設等整備事業計画
	下水道長寿命化計画
	地域公共交通網形成計画 ※平成30年度策定予定
	橋梁長寿命化修繕計画
	横断歩道橋修繕計画 ※平成28年度策定予定
	舗装修繕計画
緑の基本計画	
環境を守り育てるまちづくり	環境基本計画(改定版)
	地球温暖化対策地域計画
	第4期市役所温暖化対策実行計画
	一般廃棄物処理基本計画
	ごみ処理施設建設基本計画
市民が主役のまちづくり	市民参画推進指針
	市民活動支援指針
将来を見据えた自治経営	財政収支計画
	人口ビジョン及びまち・ひと・しごと創生総合戦略
	行財政改革大綱(改訂版)
	改革・改善アクションプラン
	公共施設等総合管理計画 ※平成28年度策定予定
	公共施設等整備・再編計画(改訂版)
	職員のあり方と人事の改革 (人材育成・人事制度の基本方針)
	第5期定員適正化計画

(平成28年4月1日現在)

9 用語解説

あ行

用語	解説
ICT	Information [情報]、Communication [通信]、Technology [技術]の略で、情報や通信に関連する技術の一般の総称。
アウトソーシング	より効果的、効率的にサービスの提供や行政運営を行うため、業務を外部に委ねること。その手法として、民営化、指定管理者制度、業務委託、労働者派遣などがある。
アプリケーション	パソコン、スマートフォン等で動く、特定の目的のために作られたソフトウェア。
アルカスホール	文化の振興とにぎわい創出の拠点として、平成23年4月にオープンした地域交流センターの愛称。
移動支援	屋外での移動が困難な障害のある人に対する外出支援。
雨水幹線	雨水を排除する主要な下水道管路や水路。
雨水貯留施設	雨水が一時に下水道管、河川や水路に流出することを防ぐために設置された雨水を貯める施設。
雨水貯留タンク	雨水の流出抑制及び有効利用を行うため、建物等に降った雨水を貯めるタンク。
美しいまちづくり推進員	「美しいまちづくり条例」の円滑な運用及び実効性を確保するため、市長の委嘱を受け、美しいまちづくりに関する啓発、指導その他の諸活動を行う市民。
SNS (ソーシャルネットワーキングサービス)	人と人とのコミュニケーションなどを円滑に進める手段等をインターネット上で提供する仕組み。主なものとして、Facebook、LINEなどがある。

か行

用語	解説
街路事業	都市における円滑な交通の確保、豊かな公共空間を備えた良好な市街地の形成などを目的に道路等を都市計画事業として整備する事業。
貸農園	レクリエーションとしての自家用野菜、花の栽培など、農産物を生産する喜びを感じてもらうことを目的に市民に貸し出される農園。
家庭教育	親が子どもに言葉、生活習慣など生きていく上で必要なライフスキルを身に付けるよう家庭内で行う教育。
家庭教育サポーター	子育てに不安や悩みを抱える家庭に対し、家庭訪問、相談活動等を行うなど、総合的な支援を行う人材。
環境衛生	健康の保全・増進を図り、疾病を予防するため、生活環境を保全することを目的に行う衛生活動。
行政評価	行政活動を一定の基準や指標に従い評価し、その結果を改善に結び付ける手法。

用語	解説
協働	市民、行政その他まちづくりに関わる様々な立場の人が、お互いに尊重し合い、それぞれの役割及び責任を分担し、対等な立場で協力して、共に活動すること。
緊急交通路	災害発生時に救助、救急、医療、消火、緊急物資の輸送等を迅速かつ的確に実施するための道路。
経営支援 アドバイザー	市内事業者が持つ課題の解決、事業拡大を目的とした補助制度への申請等に対する各種支援などの経営相談を行う人材。
景観重点地区	景観計画区域(市全域)のうち、地域の特性をいかした良好な景観の形成を重点的に図る必要がある地区。
経常経費	毎年度継続して支出される経費。
経常収支比率	人件費、扶助費、公債費など、毎年度継続して支出される経費に対して、市税、地方交付税などの一般財源がどのくらい使われているかを表す指標。この比率が低いほど、自由に使える財源が多いことを意味する。
健康寿命	寝たきり、認知症などによる要介護状態ではなく、元気で活動的に暮らすことができる期間。
健康づくり プログラム	市民の健康づくりの一環として、日々の暮らしや生活習慣を見直すきっかけとするために作成した冊子。毎年、市内に全戸配布している。
公衆衛生	広く地域社会の人々の健康保持・増進を図るため、組織的になされる衛生活動。
校庭貯留浸透施設	雨水を学校の屋外運動場に貯留する施設。
高度利用	建築物の高層化を図り、生み出された空間を有効活用すること。
個人番号カード	国民一人一人に固有の番号を割り振る社会保障・税番号制度において使用される個人を識別する写真付きICカード。
子育て支援グループ	子育て相談、講座の開催、遊びの提供などの子育て支援活動に自主的に取り組む市民グループ。
子どもの安全 見守り隊	子どもの登下校の見守り、地域パトロールカーによる巡回など、地域の安全啓発活動を行う組織。

さ行

用語	解説
再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短時間に再生が可能な太陽光、太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などの資源が枯渇しないエネルギーのこと。
詐欺的悪質商法	一般消費者の財産上の利益を侵害することとなる不当な取引を目的とする商法。
市街地再開発事業	市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された敷地の統合、公園、広場、街路等の公共施設の整備等を行い、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の向上を図る事業。
資源集団回収活動	自治会、PTA等、地域の住民で組織される団体が各家庭の協力により、新聞、雑誌、古着等の資源化物を回収するリサイクル活動。

用語	解説
自主財源	市税、負担金、使用料、手数料、繰入金など、市が自主的に収入として得ることができる財源。
自主防災組織	「自分たちのまちは自分で守る」という、地域住民の連携に基づき結成される防災組織で、災害発生時に、互いの身を守るために連携して防災活動を行う組織。
止水板	大雨等による道路冠水が発生した際に建物等への雨水の侵入を防ぐための板。
シティ・ステーション	市民からの公募により決定した市民センターの新名称。
社会保障・税番号制度	社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるもので、行政事務を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現するための社会基盤。
就学前教育	小学校就学前の子どもに対して行う教育。
主要生活道路	密集住宅地区内において、消防車などの緊急車両の進入や地区内の通行を円滑にするための主要な道路。沿道の建物が建替えられる際に、幅員6.7メートルを標準として順次整備している。
旬産旬消	地域で生産された旬な食材を旬な時期に消費すること。
浚渫	水路などの底に堆積した土砂等を除去する作業。
生涯学習	文化、スポーツ、ボランティアの活動など、人々が生涯に行うあらゆる学習のこと。
生涯スポーツ	生涯を通じて、健康の保持・増進やレクリエーションを目的に、誰もが、いつでも、どこでも気軽に参加できるスポーツ。
小地域ネットワーク活動	高齢者や障害者への見守り・声掛け、高齢者を対象とした「いきいきサロン」など、校区福祉委員会が行う地域での支え合い・助け合い活動。
小中一貫教育	1中学校区に2小学校の配置を基本とする教育体制。小・中学校の段差をなくし、義務教育9年間を見通した継続性、系統性及び計画性のある一貫した教育を進めるため、市教育委員会が平成17年度から実施している。
小中一貫校	学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校。
消費者教育	消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育及びこれに準ずる啓発活動。
消費生活相談員	消費生活に関する問合せ・相談・苦情に対し、助言・あっせんにより問題解決を図る人材。
食育	「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。
自律更新	建築主、事業主が自主的、主体的に建築物を建て替えること。
新型インフルエンザ	新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるもの。
親水空間	河川、水路、公園などの水辺に親しめる空間。

用語	解説
スポーツ リーダーズバンク	スポーツ指導者の登録活用制度。指導者を養成するための養成講習会を修了した人に登録していただき、市民がスポーツを楽しもうとする時、スポーツリーダーズバンクの登録者に指導を依頼できる仕組み。
生活困窮者 自立支援制度	生活保護に至る前の段階の様々な事情で生活、仕事などに困っている方に対し、自立相談支援等を実施することで、自立の促進を図る制度。
生活習慣病	高血圧、糖尿病、脂質異常症など、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群のこと。
青少年リーダー	青少年活動の核となり、自主的に活動ができる人材。
性別役割分担意識	「男は仕事、女は家庭」など、性別だけでそれぞれの役割を固定的に分ける考え方のこと。
全国学力・ 学習状況調査	児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、改善に役立てるために文部科学省が行っている調査。
増補幹線	既存の流域下水道管の排水能力を補うための第2の下水道管。

た行

用語	解説
タウンくる	バス交通の不便地域を解消するために、市と連携しながら京阪バスが運行している小型バス。
多文化共生	国籍、民族などの異なる人々が、互いの文化や生活習慣の違いを尊重しながら、地域社会の構成員として、共に暮らしていくこと。
短時間豪雨	局地的で短い時間に集中して降る多量の雨。
地域教育	学校、家庭、地域が連携し、地域人材を発掘・活用し、青少年健全育成等を含む教育コミュニティづくりのこと。
地域協働協議会	地域ニーズに応じたまちづくりを担うとともに、様々な地域課題の解決に向けた活動・事業に取り組む、小学校区を単位として設立された、地域団体や住民によるネットワーク型組織。
地域子育て支援拠点	子育て中の親子が気軽に集い、相互交流、子育て相談、情報提供などを行う場。
地域子ども・ 子育て支援事業	地域の実情に応じ、「子ども・子育て支援事業計画」に従って実施する子どもや子育て家庭への支援事業。
地域就労支援 センター	就労を希望しているが就職が困難な市民を対象に、就職に関する相談受付等を行う施設。
地域生活支援事業	障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する事業。
地域文化資源	地域の人々によって培われてきた祭りや伝承、建築物、まち並みなど、市のPRや観光に活用できる資源のこと。
地域包括 ケアシステム	可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービスを提供する仕組み。

用語	解説
地域包括支援センター	地域に密着した総合的な情報提供や相談援助を行うとともに、地域の関係機関などとのネットワークを構築し、地域に根ざした高齢者保健福祉を推進する拠点。
地下河川	道路などの地下空間を有効利用して設置する大規模な雨水排水管。
地区計画制度	それぞれの地区の特性にふさわしい良好な市街地環境の形成や保持のため、地区の実情に合ったまちづくりのルールを定めること。
地区公共施設	道路、公園、緑地、広場、その他の公共の用に供する施設で、主として整備地区内の居住者等の利用に供されるもの。
ドクターカー	必要な機器等を装備し、医師等が同乗することにより救命医療が可能な救急搬送車両。
特別警報	大雨、暴風、高潮、波浪、大雪、暴風雪に対して、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の起こるおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報。
都市型水害	都市化により雨が地中に浸透しなくなったことによる浸水被害など、都市特有の水害。
都市計画施設	将来的に整備を要するものとして都市計画に位置付けられる道路、公園などの都市施設。
土地区画整理事業	道路、公園、河川などの公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。
土のうステーション	大雨等による浸水被害発生時に使用するための土のうの集積所。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	配偶者、恋人など親密な関係にある者、又は親密な関係にあった者から受ける様々な暴力のこと。

な行

用語	解説
内水域	降った雨が自然には河川へ流れ込まない地盤が低い地域。
内水ハザードマップ	大雨によって起こる内水氾濫について、浸水想定区域や市民の防災行動に役立つ情報を掲載した防災マップ。
なわて水みらいセンター	汚水処理能力の増強を図るため、四條畷市に新設された大阪府の下水処理施設。
認知症	脳の細胞が損傷を受けたり、働きが悪くなったために様々な障害が起こり、生活する上で支障が出ている症状。
寝屋川流域総合治水対策	寝屋川流域の関係市と国・大阪府が一体となり、河川、下水道、調節池の整備などを行う総合的な治水対策。
農あるまちづくり	うるおいと安らぎを与える空間づくりのため、農地の多面的機能を発揮し農地を保全すること。
南海トラフ地震	西日本の太平洋側に長く延びた海溝で、静岡県から四国を越えて宮崎県沖に達している南海トラフを震源とする地震。

は行

用語	解説
パイオネット (全国消費生活情報ネットワーク・システム)	消費者被害に迅速に対応するため、国民生活センターのデータベースと全国にある消費生活センターの端末を専用回線で結び、全国の消費生活センターに寄せられた相談情報を集約するシステム。
配水池	浄水場で作った水を一時的に溜め、市内各所に配水する施設で、市内に6か所ある。
発達支援システム	保健、福祉、教育に関わる機関や事業者と連携し、当事者や保護者を含め、子どもの発達や生活を包括的に支援していくシステム。
PDCIサイクル	計画をたて(Plan)、実行し(Do)、その評価(Check)に基づいて、改善・改革(Innovation)を行う工程を繰り返す考え方。
ヒートアイランド現象	都市化により、都市部が周辺地域より高い温度になっている現象。
非常備消防力	一般市民で構成されるボランティア的な消防機関である消防団の装備や知識の向上を図り、地域を災害から守る力。
不燃領域率	地域内における道路、公園などのオープンスペースや燃えにくい建物が占める割合により算出する、まちの燃えにくさを表す指標。
フルオープン化	平日に加え、土曜、日曜、祝日も開庁し、窓口業務を行うこと。
ベンチャービジネスコンテスト	市内産業の振興を図るため、連携協定を締結している学校法人などの学生を対象に、市内での起業を想定したビジネスプランを募集するコンテスト。
防災協力農地	災害時に市民の安全と円滑な復旧活動に役立てる用地の確保を目的とした農地。
防犯器材	「防犯カメラ」「ひったくり防止カバー」「防犯ブザー」など、犯罪抑止の効果のある器材。
防犯灯	夜間不特定多数の人が通行する生活道路において、暗くて通行に支障がある場所や防犯上不安な場所に設置される電灯。

ま行

用語	解説
まちかど福祉相談所	コミュニティーセンターエリアごとに校区福祉委員会が実施する、子育て、介護等の身近な問題に幅広く対応する相談所。
まちまるごと耐震化支援事業	市民が安心して木造住宅の耐震診断、耐震設計及び耐震改修を一括して行えるよう、自治会等、事業者等、市が一体となって、木造住宅の耐震化の普及啓発を行い、市民による自主的な耐震化を促進する事業。
密集住宅地区	老朽化した木造建築物が密集し、かつ道路、公園などの公共施設が十分に整備されていないため、火災・地震が発生した際に延焼防止・避難に必要な機能が確保されていない状況にある市街地。
みどりのまちづくり活動	市民との協働により緑化を推進する取組。
目標貯留量	寝屋川流域水害対策計画において設定されている雨水貯留量の目標値。
モノづくり元気企業認定制度	技術革新、経営活性化などの取組により成果を上げた活動的な市内の企業を、「元気企業」として認定する制度。

や行

用語	解説
遊休農地	農業従事者の高齢化、後継者不足などの理由により、一定期間耕作されていない農地。
要緊急安全確認 大規模建築物	病院、店舗等の不特定多数の人が利用する建築物及び学校、老人ホームなど避難に配慮を必要とする人が利用する建築物のうち、地震に対する安全性を緊急に確かめる必要がある大規模な建築物。
要安全確認計画 記載建築物	地方公共団体が耐震改修促進計画に指定する、緊急交通路等の沿道建築物で道路幅員の概ね2分の1以上の高さのものや庁舎等の防災拠点建築物で地震に対する安全性を確かめる必要がある建築物。
幼児教育	教育・保育関係機関、家庭、地域社会など、幼児が生活する全ての場において行われる教育の総称。
幼保一体化	幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、質の高い幼児期の教育及び保育を一体的に提供すること。

ら行

用語	解説
リサイクル率	ごみ排出量のうち再資源化されるものの割合。
流域調節池	寝屋川流域において、河川や下水道で流しきれない雨水を一時的に貯留し、周辺地域の浸水被害を軽減するための河川施設。
レンゲ開放農地	市民の農地に触れる機会の創出などを目的として、市民に開放するレンゲなどを植栽した農地。
連続立体交差事業	鉄道の一定区間を連続して高架化又は地下化することにより、複数の踏切を除去し、踏切による交通渋滞や事故を解消する事業。 寝屋川市幸町から枚方市までの区間の京阪本線で実施されている。
六次産業化	農業、水産業などの第一次産業が、食品加工(第二次産業)・流通販売(第三次産業)にも業務展開している経営形態のことをいい、一次・二次・三次を掛け算して六次で表す造語。

わ行

用語	解説
ワンストップ サービス	総合窓口の設置などにより、複数の行政手続が1か所で可能となる仕組みのこと。